

就学援助制度のお知らせ

就学援助は、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒がいる保護者の方に、学用品費や給食費等の一部を援助する制度です。

令和8年9月までの就学援助の認定を受けていた方であっても、10月以降も引き続き援助を希望される場合は必ず申請してください。自動で更新されることはありません。

申請期間

令和8年7月1日（水）から同月31日（金）まで

提出先：秦野市教育委員会 学校教育課窓口（教育庁舎2階）
8時30分から17時まで

提出書類

1	就学援助費給付申請書兼世帯票
	申請書は、秦野市立小・中学校や市内各駅連絡所、市内各公民館、学校教育課、ホームページにあります。
2	令和8年度（令和7年分）の収入を証明できる書類
	《<u>令和8年1月1日時点で秦野市に住民登録をしていた方</u>》 原則として、提出不要です。 ただし、学校教育課で収入が確認できないときは、申告の手続きや書類の提出などをお願いする場合があります。 また、<u>専業主婦など収入がない場合も、収入がなかったことを市民税課に申告していただく必要があります。</u>ただし、高校生や大学生など兄弟のアルバイト代は不要です。 《<u>令和8年1月1日時点で秦野市以外に住民登録をしていた方</u>》 令和8年度課税証明書（生計を一にする方全員分） ※令和8年1月1日時点で住民登録をしていた市区町村で証明書を取得してください。（提出がない場合は審査ができないため申請書を返却します。）
3	家賃等の証明の写し（契約者名・家賃が分かるもの） ※持ち家の場合は不要
	契約書や領収書、または家賃が引き落とされていることがわかる箇所の通帳の写しなど ※対象者は、賃貸住宅、単身赴任、大学生等の兄弟のひとり暮らしなど家賃支払いが生じている世帯です。 ※家賃等の証明が未提出の場合は、家賃支払いが無い世帯として審査します。
4	口座名義人・口座番号が分かる書類の写し
	通帳の写しなど、原則として申請者と同じ名義の口座

提出にあたっての注意事項

- 1 令和8年9月まで就学援助の認定を受けている方であっても、10月以降も引き続き援助を希望される場合は、必ず申請してください。自動で更新することはありません。
- 2 年度の途中に秦野市に転入された方や、年度内に世帯状況が変わった方で、就学援助を希望する場合は、随時申請を受け付けます。この場合、認定された月からの月割額が給付額となります。また、給付されない費目があります。
- 3 被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者の方は、申請書を提出する際に「罹災証明書」または「被災証明書」を御提示ください。
- 4 郵送での申請を希望される場合は、事前に電話またはメールで次の項目をお知らせください。
●申請者と児童生徒の氏名 ●申請者の電話番号 ●投函予定日

援助の対象となる世帯の目安

- 1 生活保護法により保護を受けている世帯（申請の必要はありません）
- 2 保護者の前年の所得額の合計が、生活保護基準による最低生活費から算出される基準額以下の世帯（基準額は世帯構成員の年齢、家賃、社会保険料などによって異なるため、申請を受けてから個別に審査を行います。）
- 3 生計維持者の失業、病気、災害などにより収入が著しく減少すると認められる世帯

《参考：認定された世帯の例》

世帯 人数	世帯構成 ※小・中学生を「小」と表しています。	給与収入限度額 (持家の場合)	給与収入限度額 (賃貸住宅の場合)
2人	親、小	264万円	355万円
3人	親、0～2歳、小	316万円	430万円
3人	親、親、小	354万円	435万円
4人	親、小、小、小	405万円	500万円
4人	親、親、小、小	415万円	510万円
4人	親、親、0～2歳、小	362万円	460万円
5人	親、親、小、小、小	450万円	545万円
6人	親、親、小、小、小、小	518万円	620万円

審査結果について

- 1 世帯の収入状況、世帯構成などを総合的に審査し、9月末頃に郵送で結果をお知らせします。なお、申請書に不備があった場合は、結果のお知らせ時期が異なります。
- 2 認定者名簿等は、学校及び教育委員会で個人情報として厳重に管理します。

就学援助の給付内容及び給付時期（予定）

（単位：円）

No.	給付費目	小学校		中学校		給付時期
		1 年生	2～6 年生	1 年生	2～3 年生	
1	【令和9年4月入学対象】 新入学児童生徒学用品費等（入学前支給または入学後支給）	64,300	—	81,000	—	・ 入学前支給： 2月下旬 または ・ 入学後支給： 5月下旬
2	学用品費【年額】	11,630	13,900	22,730	25,000	3月、9月
3	オンライン学習通信費【年額】	15,000				
4	校外活動費用【年間限度額】	1,600		2,310		
5	通学費【特別支援学級児童生徒のみ対象】	特別支援学級の児童生徒のみ、公共交通機関利用分を支給				
6	給食費【実費】	—		認定月以降は、直接給食費に充当します。（保護者からの給食費の納付は不要です。また、申請者の口座への給付もありません。） なお、認定月以降に納付した給食費がある場合は、申請者口座へ給付します。		
7	修学旅行費【限度額】	—	22,690 （6年生）	—	60,910 （3年生）	小学校：10月頃 中学校：8月頃
8	眼鏡購入費【限度額】	実費（限度額 16,000）				随時

※【年額】とは、4月から翌年3月までの合計金額です。認定期間とは一致しません。

給付の注意事項

- 給付する際は、給付内容等がわかる書類を保護者様宛に郵送により通知します。
- 給付は、原則として申請書により届け出された保護者名義の銀行口座等へ振り込みます。
ただし、学用品費等に未納があった場合には、学校を経由して現金給付することがあります。
- 年度途中の認定の場合、認定された月分からの給付となるため給付されない費目があります。
- 修学旅行費の給付は、修学旅行実施の月までに認定になっている方が対象です。（実施後に申請した方は給付されません。）
修学旅行実施後に、かかった経費を学校に確認してから支給するため、別途申請していただく必要はありません。また、キャンセル料は修学旅行費の給付対象外です。
- 学用品費等は、年額分を前期・後期に分割して給付します。
- 通学費は、特別支援学級在籍者で公共交通機関利用者のみが対象となります。
- 新入学児童生徒学用品費を入学前に受給した方は、入学後の給付対象にはなりません。
（重複して給付されることはありません。）

新入学児童生徒学用品費等入学前支給について

令和9年4月に小学1年生となる方で入学前支給を希望する場合は、令和8年11月中旬に「新入学児童学用品費入学前支給申請書」の提出が必要となります。広報や市ホームページでお知らせします。（入学前に認定・支給された場合、入学後の支給はありません。）

令和9年4月に中学1年生となる方について、令和8年10月以降に就学援助の認定を受けた世帯であれば、再度申請していただくことなく令和9年2月中旬に支給します。

眼鏡購入費援助事業について

就学援助の認定を受けた世帯のうち、視力の低下や遠視・乱視のため学習に支障があり、眼科医が眼鏡の作成が必要であると判断した小・中学生のお子様が眼鏡を購入する際の費用を実費助成します。（助成は1学年1回のみ、限度額16,000円）

1 助成の条件

- ① 眼鏡をかけることにより、視力の矯正が可能と医師が証明した場合
- ② 現在使用している眼鏡が合わなくなった場合や破損した場合
※ 弱視等の治療用眼鏡や、コンタクトレンズは対象外ですので御注意ください。
- ③ 申請・購入は年度内に限りますので御注意ください。

2 申請方法等

眼鏡購入前に申請する場合（眼鏡券の交付を受けてから購入）	
提出期限	令和9年2月26日（金） ※郵送の場合は消印有効
申請方法	①眼科医で受診後、処方せんを添えて、眼鏡購入前に学校教育課へ申請してください。 ②1週間程度で「眼鏡券（眼鏡注文書）」を御自宅宛に郵送します。 ③眼鏡を購入する際に眼鏡店へ提出してください。（購入は3月31日まで）
必要書類	・申請書（就学援助認定時に決定通知に同封して郵送します。） ・眼科医で処方された処方せん（写し）
眼鏡購入後に申請する場合（自費で購入してから給付）	
提出期限	令和9年3月31日（水） ※郵送の場合は消印有効
申請方法	対象となるのは、認定月以降に購入した眼鏡です。 ①眼鏡を購入後、処方せんと領収書を添えて、学校教育課へ申請してください。 ②申請後1か月以内に就学援助費の振込口座へ振り込みます。
必要書類	・申請書（就学援助認定時に決定通知に同封して郵送します。） ・眼科医で処方された処方せん（写し） ・眼鏡店で眼鏡購入時に発行された領収書（原本）



《問い合わせ先》

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市教育委員会 学校教育課（教育庁舎2階）
電話番号 0463（84）2785（直通）
メール g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp